**平成２３年（フ）第１４９号**
兵庫県川西市大和東２丁目５番地の３
債務者　荻野　修平
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

**平成２３年（フ）第１５０号**
兵庫県川西市大和東２丁目５番地の３
債務者　荻野　紀子
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

**平成２３年（フ）第１２号**
兵庫県美方郡香美町小代区新屋705番地
債務者　田淵　敬一
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

**平成２３年（フ）第１８号**
兵庫県豊岡市香住1043番地の１
債務者　宮瀬　有紀
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

**平成２３年（フ）第７５号**
福岡県三井郡大刀洗町大字鵜木1352番地６
債務者　淡路徳美子（旧姓前崎）
1　決定年月日時　平成23年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
福岡地方裁判所久留米支部

**平成２３年（フ）第２６号**
宮崎市鶴島１丁目７番９号
債務者　川﨑　朝美
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
宮崎地方裁判所破産係

**平成２３年（フ）第９８号**
宮崎市学園木花台北２丁目20番地２
債務者　天良　栄二
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
宮崎地方裁判所破産係

**平成２３年（フ）第１３５号**
大分市王子中町８番32号
債務者　後藤　光子
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月11日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２３年（フ）第７号**
宮城県伊具郡丸森町大内字青葉南216番地４
債務者　安藤　辰夫
1　決定年月日時　平成23年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
仙台地方裁判所大河原支部

**平成２３年（フ）第２１号**
宮城県柴田郡大河原町大谷字見城前２番地８
債務者　小室　敏信
1　決定年月日時　平成23年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
仙台地方裁判所大河原支部

**平成２３年（フ）第１６号**
福井県三方郡美浜町久々子第42号１番地の４
債務者　岩本　竜也
1　決定年月日時　平成23年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
福井地方裁判所敦賀支部

**平成２２年（フ）第１４０号**
長野県岡谷市長地柴宮３丁目19番９号
債務者　田中　光雄
1　決定年月日時　平成23年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
長野地方裁判所諏訪支部

**平成２３年（フ）第１９号**
佐賀県唐津市東城内16番18号
債務者　谷丸　律子
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

**平成２３年（フ）第５８号**
宮崎県延岡市緑ケ丘２丁目25―４、住民票上の住所宮崎市北高松町３番７号
債務者　平尾沙弥香（旧姓黒木）
1　決定年月日時　平成23年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

**平成２３年（フ）第６３号**
宮崎県延岡市船倉町２丁目３番地８
債務者　富山　修平
1　決定年月日時　平成23年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

**平成２３年（フ）第１１号**
鹿児島県鹿屋市札元１丁目24番11号　市１―203号
債務者　大橋　奈美（旧姓鷲東）
1　決定年月日時　平成23年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

**平成２２年（フ）第３１２号**
青森県八戸市旭ケ丘１丁目６番地市営住宅Ｂ11―２―１
債務者　坂下　礼子
1　決定年月日時　平成23年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係